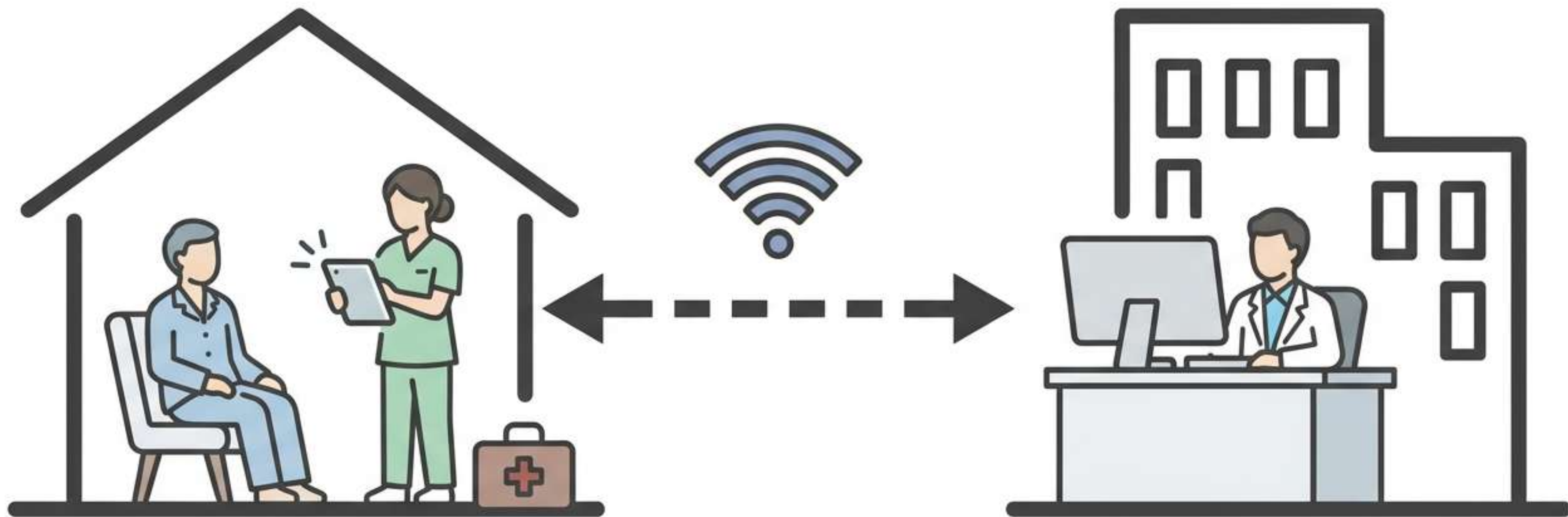


# 訪問看護における「D to P with N」算定ルール・ガイド

令和8年度 診療報酬改定対応版



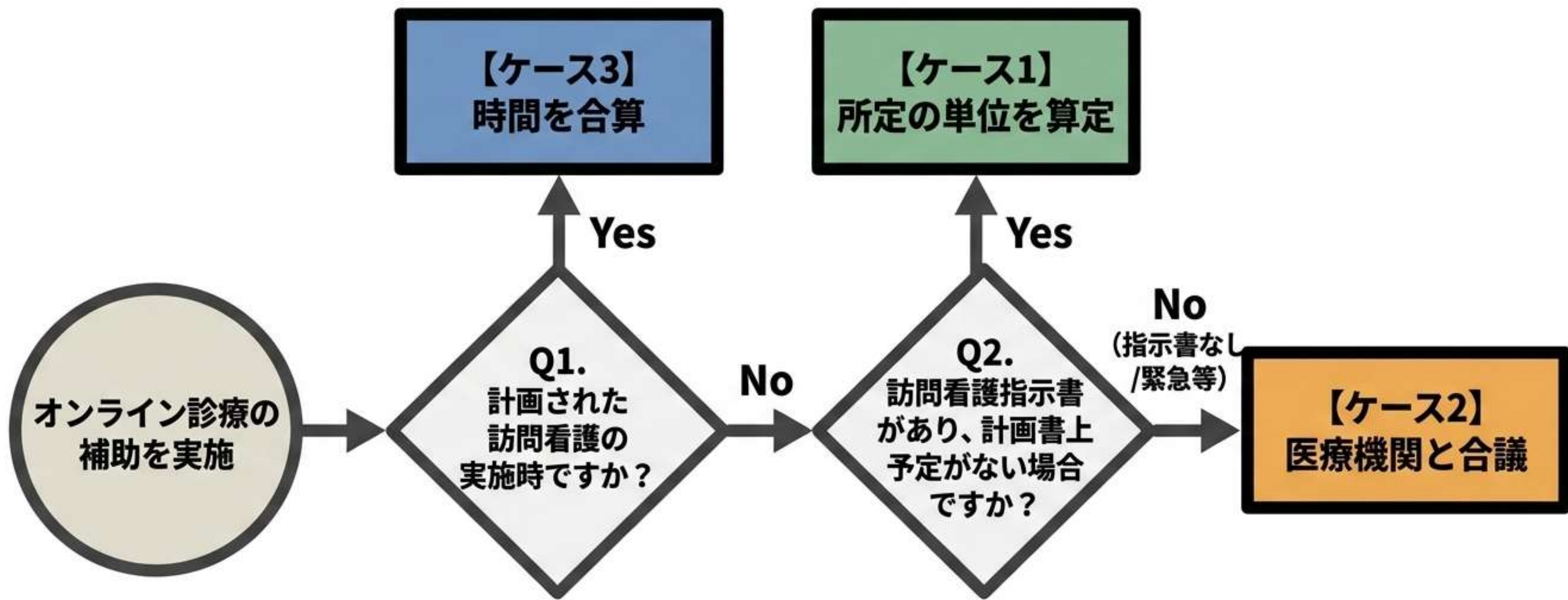
# 基本構図：誰が、どこで、何をするか



【自宅】患者 + 看護師（オンライン診療をサポート）

【医療機関】医師（情報通信機器経由で診療）

# 算定ルール全体像（判断フロー）



※各ケースの詳細は次ページ以降を参照

# 【ケース1】 予定なし & 指示書あり



20分未満

次期改定までの間、以下の単位を算定  
(所要時間20分未満 / 月1回に限る)

	訪問看護費	介護予防訪問看護費
指定訪問看護 ステーション	314単位	303単位
病院又は 診療所	266単位	256単位

# 【ケース2】 予定なし & 指示書なし (緊急時等)

**C005-1-3**

**訪問看護遠隔診療補助料を算定**



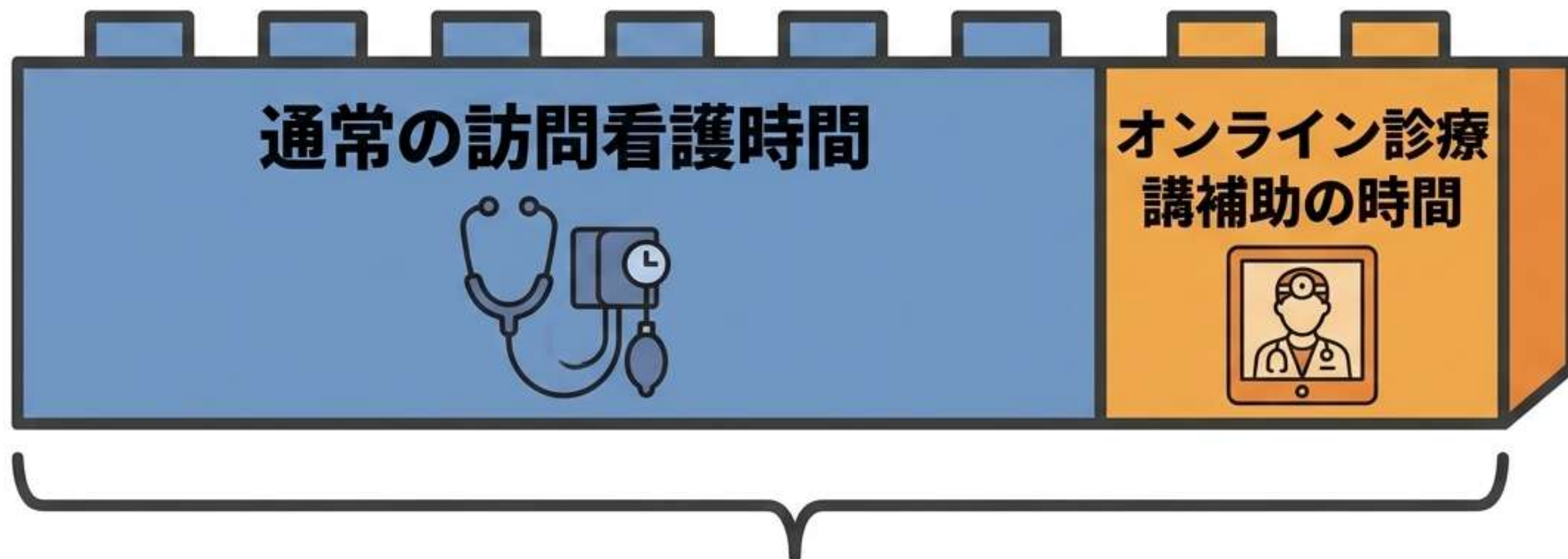
医療機関側が診療報酬を算定する。

**合議の上、  
費用の精算を行う**



## 【ケース3】 計画的な訪問看護の実施時

計画された訪問時間に、オンライン診療補助に要した時間を「合算」して算定する。



合算された時間区分で算定

# 実務上の確認ポイント



**実施タイミングの確認** (計画された予定内か、予定外か)



**月1回の回数制限の確認** (予定外・指示書ありの場合)



**医療機関との事前合議** (緊急時等で指示書がない場合、  
精算方法を決めておく)